

平成 27 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	02	01	0403	障がい児支援事業
総合計画	分野	暮らし			
	政策	2-5	福祉の充実		
	施策	3	障がい者福祉の充実		
目的	障害児が利用する施設の運営団体に費用を補助または負担する。				
対象	障害児のための施設を運営している団体				
意図	利用する児童の保護者の負担が高額にならずに利用することができる。				
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること				
○障がい児利用施設の運営支援 わかば病棟「いこいの家」協力負担金 あすなる療育協会加盟市町村負担金 イーハトーブ養育センター関連事業（旧・知的障害児通園施設、旧・重度心身障害児通園事業）の給食費の補助					
市民参画の有無	〔 対象外 〕				
市民協働の形態	共催	実行委員会・協議会		事業協力・協定	
	後援・協賛	補助・助成		委託	
活動指標（上記「事業概要」に対応）	単位	区分	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(計画)
① あすなる療育園入所者数	人	計画	120	120	120
		実績	120	120	
② わかば病棟入所者数	人	計画	60	60	60
		実績	59	56	
③ 給食提供人数	人	計画	39	46	53
		実績	62	55	
成果指標（上記「意図」に対応）	単位	区分	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(計画)
①		目標			
		実績			
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
目的妥当性	公共関与の妥当性	障がい児の発達支援として、保護者、家族及び近親者を支援するものであり公共関与は妥当である。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	入所者数及びいこいの家利用者数はここ数年横ばいとなっているものの、継続的に施設の運営費を負担することにより、その維持管理が適切に図られ、障がい児をもつ親の支援が図られる。
	<input type="radio"/> 向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	施設の維持管理費用と給食提供に係る費用についての最低限の事業費となっている。
	<input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	利用者も制度に沿った自己負担をしているため適正と考える。
	<input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括		
<p>ここ数年入所者数、利用者数ともに横ばい状況であり、今後も同様に推移していくと推察されるが、入所者と家族のふれあいのための面会、介護の際の宿泊等に利用する施設として、その利便性及び経済的負担の軽減など、重症心身障がい児をもつ家族や近親者にとっては必要不可欠な施設である。</p> <p>また、運営団体は入所者の出身市町村から構成され、その事業は市町村負担金及び県からの補助金、いこいの家利用者の利用料により運営されているが、施設運営に係る最低限の事業費となっていること、建築から相当の年数（あすなる療育園40年以上、わかば病棟いこいの家30年以上）を経過しており、老朽化に伴い修繕費が見込まれること、更に出身入所者が退所したとの理由から負担金を廃止する市町村があることから、今後、厳しい施設運営が見込まれる。</p> <p>給食費が負担となり必要なサービスを受けられないという状況に陥らないよう負担軽減を継続する。</p>		

平成 27 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	02	01	0403	障がい児支援事業

単位：千円

		26年度 決算額(A)	27年度 決算額(B)	28年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		2,542	2,577		35
財源内訳	国・県				
	地方債				
	その他				
	一般財源	2,542	2,577		35

事業期間	○ 単年度繰返	□ 期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---------	--------	-----------------

部重点施策における目標
障がい者が自立した生活を送っています。

事業開始の背景・経緯
・国立療養所岩手病院及び国立病院機構花巻病院（旧南花巻病院）に入所する親の会の要望から、関係する県と市町村によりいこいの家を設置。関係市町村で、運営団体を構成し、その負担金等で管理運営することになった。
・イーハトーブ養育センターの利用は、平成18年の児童福祉法の改正により、給食費などが実費負担となったため、保護者の負担軽減を求める要望があり、補助金を支給することになった。

事業概要
○障がい児利用施設の運営支援
わかば病棟「いこいの家」協力負担金
あすなる療育協会加盟市町村負担金
イーハトーブ養育センター関連事業（旧・知的障害児通園施設、旧・重度心身障害児通園事業）の給食費の補助

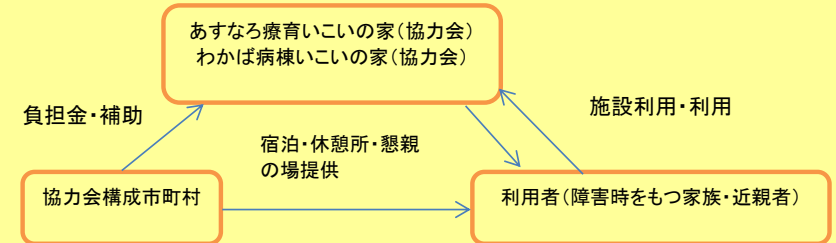
事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等
建設から相当の年数（あすなる療育園40年以上、わかば病棟いこいの家30年以上）を経過しており、老朽化に伴い修繕等が見込まれること、更に出身入所者が退所したとの理由から負担金を廃止する市町村があることから、今後厳しい施設運営が見込まれる。

担当部署 部名 健康福祉部 課名 障がい福祉課 担当係長 瀬川 浩子 内線 512

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

- 1 協会の負担金 330千円 あすなる療育園協会加盟市町村負担金 10千円
わかば病棟「いこいの家」協会負担金 320千円



- 2 イーハトーブ養育センター事業補助金 2,247千円

イーハトーブ養育センター(知的障害児通園施設)を利用する場合、児童相談所における入所の措置が採られていましたが、平成18年10月に児童福祉法が改正され、知的障害児通園施設を利用する場合には、児童の保護者と施設が利用契約を行い、その契約に基づく利用制度(障害児施設給付費)が導入された。従前、給食費は措置費に含まれ、一部負担とされていたものが、利用料とは別枠の実費精算になった。

社会福祉協議会から、「実費で給食費を計算すると、国が定めた給食費の標準額650円に収まらないので、保護者の負担が増えてしまう。通所が必要な子どもが、給食費が高いという経済的な理由で通えなくなることがないように」と負担軽減に配慮を求める要望があり、平成18年度から補助開始。

○給食費の内訳：所得区分一般(世帯の市民税所得割額の合計が28万円未満)の場合

給食費用 実費 1,019円(H27実績)			
利用料報酬加算 300円のうち 給付(9割) 270円	利用料報酬加算 400円のうち 自己負担(1割) 30円	保護者に 給食費として請求 230円	市からの補助 489円

- H27 補助所要額 2,247,060円
一般1(30単位加算) 1,019円-300円-230円=489円×3,388食=1,656,732円
(一般課税世帯)
低所得(40単位加算) 1,019円-400円-70円=549円×129食=70,821円
その他(加算なし) 1,019円-380円 =639円×813食= 519,507円